

# 大町市国民健康保険 子ども・子育て支援金の新設に係る 令和8年度税率改定（案）について

## 1 概要

令和8年度から子ども・子育て支援金制度が始まり、国民健康保険税に子ども・子育て支援金分が新設されます。

「子ども・子育て支援金制度」は、「子ども未来戦略」に基づき、児童手当の拡充や保育サービスの充実など、抜本的な子ども・子育て支援の強化に向けた施策に対する安定した財源を確保するため、令和6年6月12日に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、創設されました。

子ども・子育て支援施策にかかる財源の一部に充てるための特定財源として、国民健康保険の他、全ての医療保険の加入者や事業主の方々を含む全世代・全経済主体から、世代を超えて社会全体で子育てを支えるため、医療保険料（税）とあわせて負担していただくこととなります。

（参考）

○子ども・子育て支援金リーフレット（末尾のとおり）

○子ども・子育て支援金制度について

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkinseido#>



## 2 大町市国民健康保険税における子ども・子育て支援納付金分について

令和8年度より現在の国民健康保険税の区分に加えて、「子ども・子育て支援金分」が新設されます。

本市の子ども・子育て支援分の税率等は、長野県が示す市町村標準保険料率を採用したいと考えています。

県が示す大町市の標準保険料率は、所得割額 0.30%、均等割額 1,106 円、平等割額 1,127 円となっております。

令和8年度の子ども・子育て支援分の税率等（案）は、長野県が示す市町村標準保険料率を調整し、所得割額 0.30%、均等割額 1,100 円、平等割額 1,100 円とし、大町市国民健康保険運営協議会に諮問しております。

### 3 令和8年度税率改定（案）

国保税の課税方式



令和8年度税率（案）

	区分	所得割率	資産割額	均等割額	平等割額	限度額
現行	医療分	5.9%	7.0%	21,000円	24,000円	67万円
	後期高齢者支援分	2.4%	—	10,000円	9,000円	26万円
	介護分	2.2%	—	9,000円	7,000円	17万円
<b>新設※</b>	<b>子ども・子育て支援分</b>	<b>0.3%</b>	<b>—</b>	<b>1,100円</b>	<b>1,100円</b>	<b>3万円</b>

※18歳未満の均等割額は、10割軽減の措置が講じられます

※均等割額及び平等割額は、世帯の所得に応じて7割・5割・2割の軽減措置講じられます

モデルケースによる影響額試算（令和8年度）

年額（月額）

単身 70歳 所得 43万円以下	医療・後期支援・介護	子ども・子育て支援分
	19,200円（1,600円）	600円（50円）
夫婦 70歳 夫 年金収入 250万円 妻 収入無	医療・後期支援・介護	子ども・子育て支援分
	156,400円（13,033円）	5,500円（458円）
単身 40歳 給与収入 400万円	医療・後期支援・介護	子ども・子育て支援分
	314,000円（26,166円）	8,800円（733円）
夫婦 40歳 小学生2人 夫 給与収入 400万円 妻 収入無	医療・後期支援・介護	子ども・子育て支援分
	434,000円（36,166円）	9,900円（825円）

※今後の税制改正により、額に差異が生じる可能性があります。

## 子ども・子育て支援金制度が始まります

### 「子ども・子育て支援金制度」って何？

- ・「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から**支援金を拠出**いただき、それによる**子育て世帯に対する給付の拡充**を通じて、**こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組み**です。
- ・支援金は児童手当の拡充など6つの事業に充てられます。詳細は裏面をご確認ください。

※支援金が充てられる給付は法定されているため、国会での審議や法改正なしに使い途を増やすことはできません。

### なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの？

- ・子育て支援は、こどもたちが健やかに成長していくためのものでありそのこどもたちは将来おとなになりこの社会を支える担い手となるため**子育て支援は全ての方にとってメリット**があります。
- ・そのため、独身者や高齢者も含む**全世代や企業の皆様から拠出いただく**こととしております。

### いつから始まるの？

支援金は**令和8年4月分**から医療保険料とあわせて拠出いただきますが実際に徴収が開始する時期は加入する医療保険によって異なります。

※被用者保険に加入している方は給与所得から、年金を受給されている方は年金額から天引きとなります。

### 支援金額はどのくらいになるの？

支援金額は**加入する医療保険制度や所得に応じて異なりますが、全ての医療保険制度の加入者で平均すると、**

令和10年度で月額 **450円**（令和8年度は250円）と試算しています。

詳しくは、「子ども・子育て支援金に関する試算」をご参照ください

※支援金制度の導入に当たっては、社会保障分野の歳出改革等をあわせて行うこととしており、国民の皆様へ追加のご負担を求めない仕組みとしています。

こども家庭庁HP



## 児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。

所得制限なし	支援対象	児童手当(月額)	第3子以降
960万円未満	0歳～3歳未満	1.5万円	1.5万円
	3歳～小学生	1万円	1.5万円
	中学生	1万円	1.5万円
	0歳～3歳未満	1.5万円	3万円
	3歳～小学生	1万円	3万円
	中学生	1万円	3万円
	高校生	1万円	3万円

※令和6年10月分から拡充

## 妊婦のための支援給付

「伴走型相談支援」の面談と合わせて、  
 ・妊娠届出時に5万円  
 ・妊娠後期以降に妊娠している  
 こどもの数×5万円  
 を支給します。



※令和7年度から制度化

## 育児時短就業給付

「育児時短就業給付」を創設し、  
 こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、  
 時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

※令和7年度から実施

## 出生後休業支援給付

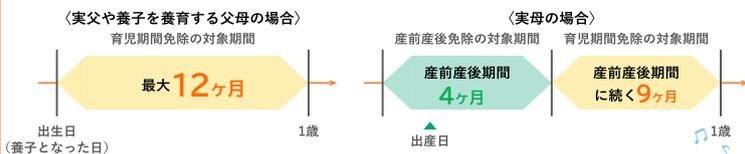
「出生後休業支援給付」を創設し、  
 子の出生直後の一定期間内に  
 両親ともに14日以上育児休業を取った場合、  
 最大28日間、手取りの10割相当を支給します。



※令和7年度から実施

## 育児期間中の国民年金保険料免除

国民年金の第1号被保険者の方を対象に、  
 育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。



※令和8年10月から実施

## こども誰でも通園制度

「こども誰でも通園制度」は、  
 保育所等に通っていない0歳6カ月から  
 満3歳未満のこどもが  
 時間単位等で柔軟に利用できる制度です。  
 (こども1人当たり10時間/月)

※令和7年度は希望自治体、令和8年度より全国実施

子ども・子育て支援金制度についてもっと知りたいときは



こども家庭庁のHP  
 (概要説明)



担当職員による紹介記事



三原大臣からのメッセージ

